

平成 23 年 5 月 17 日

支部長 各位
支部事務局 各位

本会の法人名称及び組織名称の変更について（ご連絡）

公益社団法人 日本技術士会
事務局長 高 木 譲 一

現行支部の組織名称について、平成 23 年 5 月 10 日理事会において、別紙のとおり実施日が確定致しました。各支部におかれましては、法人名称の変更と合せての対応方よろしくお願いいたします。

1. 変更にあたっての基本的考え方

(1) 実施日以降の新たな表示などの対応

実施日以降の公的文書などでは、必ず新法人及び新組織名称を使用して下さい。法人名の「公益法人」部分についても、極力略さないで表示して下さい。（公益社団法人の認定等に関する法律第 9 条第 3 項）

表示スペースや字数の関係等でどうしても略さなければならない特別な事情がある場合については、（公社）と略することを認めます。

(2) 既に表示されている法人名や組織名の変更について

今回の公益社団法人への移行においては、従前の社団法人との法的連続性が担保されていますので、社団法人日本技術士会の名称で締結した契約も有効です。

ア) 経費削減・環境保護の観点から、封筒、名刺、パンフレット類など印刷物については、在庫がある限りは現在の物を使用することとします。必要に応じ、名称変更のお知らせのメモ等を挟み込むなどの対応を行って下さい。

イ) ホームページや事務所表示板などにおける法人名及び組織名称については、上記(1)の考え方から実施日には変更できるよう準備をお願いします。

2. 法人名称の変更（平成 23 年 4 月 11 日付け）

社団法人日本技術士会 ⇒ 公益社団法人日本技術士会

3. 組織名称の変更

別紙 1 及び 2 のとおり

以上

(別紙 1)

平成 23 年 4 月 18 日

組織（支部）名称の変更時期について

総務委員会

標記の件については、平成 23 年 3 月理事会において、「公益社団法人としての認定後、科学技術学術審議会技術士分科会において決定される技術士試験の実施等への反映を待って施行する。」とされた。

その後平成 23 年 3 月 29 日に公益認定を受けたことにより、技術士試験日程との関連において所管省と協議の結果、下記のと通りの名称変更が認められた。

記

1. 実施日

平成 23 年 7 月 15 日

2. 組織名称変更

新名称	現行
北海道本部	北海道支部
東北本部	東北支部
北陸本部	北陸支部
中部本部	中部支部
近畿本部	近畿支部
中国本部	中国支部
四国本部	四国支部
九州本部	九州支部

以上

(別紙 2)

理事会資料 No. 9

平成 23 年 3 月 17 日

組織名称 (支部) の変更について ~~=(案)=~~

総務委員会

1. 経緯

平成 22 年 11 月理事会において、関東甲信地域における県単位の地域組織設置に関わる基本方針が了承された。その中で、

- ①新たに設置される県単位での地域組織の名称を県支部とすること、
- ②現行の支部の名称を地域本部とし呼称としては現行の地域名を付し「〇〇本部」と呼称すること、
- ③現在本部と通称している組織についても統括本部と呼称すること、が了承された。

については、現行の各支部における組織名称変更に関わる事務も発生することから、予め以下のとおり組織名称の変更について決定することとする。

2. 現行支部名称の変更

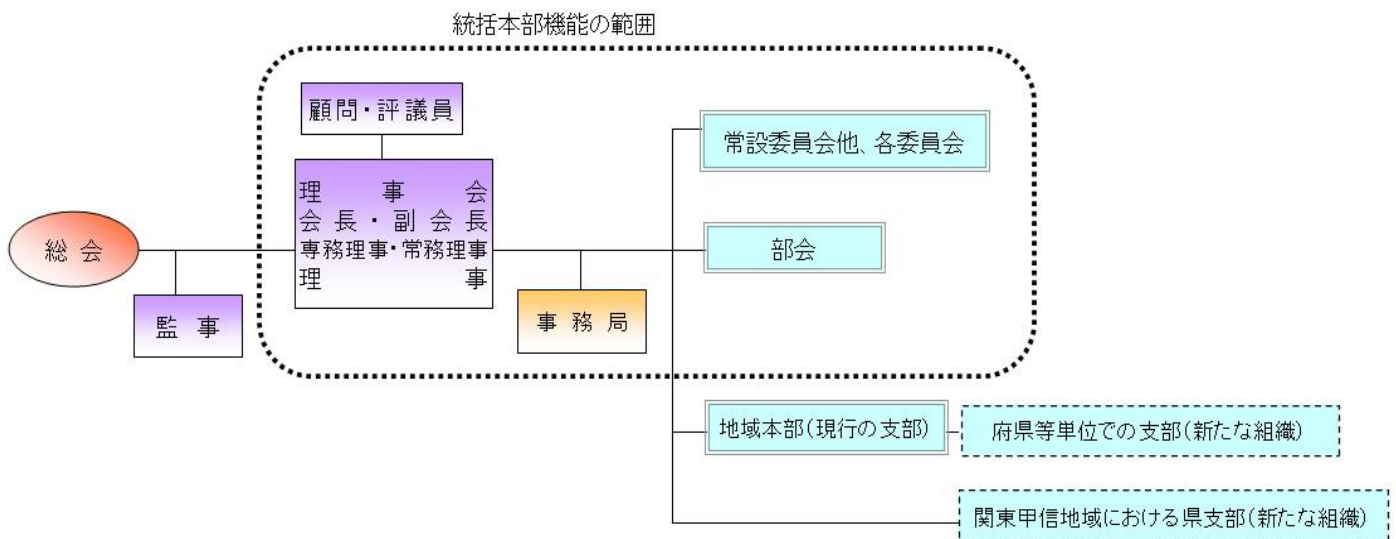
現行の支部を「地域本部」と総称し、各支部については、現行の支部名における地域名称に本部を付して呼称することとする。(例：現行の北海道支部は、北海道本部と呼称する。)

3. 諸規定における現行支部名称の読み替え

既に適用されている諸規定等における現行支部名称については、上記 2 項についての名称変更されたものとして読み替えるものとし、規定変更の機会に合わせて順次名称変更を行う。

4. 統括本部の定義

階層別組織イメージにおける 1 層目 (本会全体事業の企画運営管理) の機能を有する組織として本会組織図の以下の範囲の組織・機能を総称し、「統括本部」と呼称する。



5. 実施時期

上記の変更については、公益社団法人としての認定後、科学技術学術審議会技術士分科会において決定される技術士試験の実施等への反映を待って施行する。

以上